

京都市告示第 484号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年1月10日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
室町二緯2号線	上京区竹園町8番地の1地先から	旧	メートル 67.80	5.95 ~メートル 6.20
	同区岩栖院町56番地地先まで	新	67.80	5.94 ~ 6.22
山科上花山経15号線	山科区上花山旭山町12番地の40地先から	旧	40.10	4.35 ~ 5.00
	同区上花山桜谷12番地の1地先まで	新	30.70	9.60 ~ 12.93
山科上花山経26号線	山科区上花山桜谷21番地の5地先から	旧	9.40	6.00
	同区上花山旭山町12番地の10地先まで	新	15.60	6.31 ~ 9.72
吉祥院緯10号線	南区吉祥院内河原町6番地の11地先から	旧	38.50	5.65 ~ 5.90
	同区吉祥院中河原里西町1番地の1地先まで	新	38.50	6.00 ~ 6.14

桂緯110号線	西京区桂下豆田町14番地の6地先から 同町14番地の5地先まで	旧	13.90	6.00 ~ 6.90
		新	13.90	6.00 ~ 6.90
桂緯122号線	西京区桂上豆田町39番地の52地先から 同区桂下豆田町14番地の9地先まで	旧	5.40	5.07
		新	5.40	5.07
松尾嵐山経49号線	西京区嵐山風呂ノ橋町23番地の13地先から 同区嵐山森ノ前町57番地地先まで	旧	51.20	0.50
		新	36.80	6.00 ~ 6.29
松尾嵐山経66号線	西京区嵐山森ノ前町13番地の7地先から 同区嵐山朝月町14番地の20地先まで	旧	151.50	3.80 ~ 6.35
		新	151.50	6.00 ~ 9.82
松尾嵐山緯26号線	西京区嵐山森ノ前町11番地の1地先から 同区嵐山風呂ノ橋町23番地の13地先まで	旧	39.80	1.30 ~ 2.70
		新	14.40	3.45 ~ 3.47
松尾嵐山緯35号線	西京区嵐山朝月町14番地の21地先から 同区嵐山森ノ前町13番地の59地先まで	旧	24.50	3.00 ~ 4.90
		新	23.00	3.65 ~ 9.07
久我11号線	伏見区久我森の宮町8番地の135地先から 同町8番地の190地先まで	旧	33.10	3.55 ~ 6.00
		新	33.10	3.55 ~ 8.00
久我43号線	伏見区久我森の宮町8番地の18地先から 同町8番地の10地先まで	旧	65.60	3.80 ~ 4.50
		新	64.00	6.00 ~ 8.55

(建設局道路部道路明示課)